

概要

国際的武器貿易は暴走を続けています。無責任な武器移転が人権侵害を悪化させ、紛争を誘発し、戦争を長期化させ、破壊力を増大させ、莫大な人的犠牲をもたらしています。武器の拡散への規制が不十分なために、毎年、子供たちを含む何十万人もの人々が命を失い、さらに多くの人々が怪我で手足を失ったり、拷問を受けたり、生活してきた土地を離れることを余儀なくされています。カンボジアやネパール、チェチェンをはじめとする各地の紛争地域では、すでに現地にある武器に加え、国際的な供給ルートで流入し続ける武器が状況を一層深刻にしています。

各国政府には武器の流通を規制する責任があります。武器の製造国が否かに関わらず、輸出、再輸出、通過、輸入という流れに関わるすべての政府の責任です。市民を守るために、また、正当な自衛のために国家が武器を入手する権利があることは明らかです。しかし同時に各国政府には、移転された武器が国際人権法や国際人道法を侵害する行為や開発を妨げる行為に使用されないように確実な対策を取る責任と法的な義務があります。

無責任な武器取引が人々の苦しみや貧困を助長しているにも関わらず、通常兵器の貿易に関する法的拘束力のある包括的な国際条約はいまだに存在しません。武器移転を規制するための現行のシステムは、単なる規制の寄せ集めにしか過ぎず、一貫性に欠けています。

- 各国の規制は一貫性がなく、基準の設定が不十分かつ統一されておらず、規制が実際に守られることもまれです。
- 地域的そして多国間の武器規制レジームは、政治的意思の不足および履行を確保するための強力な規定の欠如により、ほとんど適用されていません。
- 大量破壊兵器の場合とは異なり、武器移転に関する国際的な規制はわずかにしか存在せず、内容も未熟で不十分です。

国際法の基本原則に基づいた新しい国際的武器規制条約の規制が適切に実行に移されれば、武器の拡散に伴う人的犠牲を減らし、不正な武器供給に関与する人々が供給網の最も脆弱な箇所を見つけて利用することを防ぎます。また、すべての武器輸出者が同じ基準に従うことを徹底させることにもなります。

国際的な武器移転の規制は、すべての国の利益となるものです。小型武器および軽兵器の合法的な輸出収益の世界総額は 40 億ドルです。これは、小型武器および軽兵器の規制なき拡散のために生じる人的コストおよび経済、安全保障、開発の面でのコスト（先進国におけるコストも途上国におけるコストも含む）と比べると取るに足らない額です。一国の不安定な状況は国境を越えて影響を及ぼします。イラクやアフガニスタンについて 20 年前に実際に行われたような、国家または集団がどのように武器を使用するのかを考慮せずに武器を供給するという行為は、大規模な武力紛争や組織犯罪、反乱、さらには全世界に影響を及ぼすテロに発展することもあり得ます。世界経済への影響も深刻です。低所得国で内戦が発生した場合のコストは、年間で平均して 500 億ドルと推計されています。国際援助額の年間世界合計の 600 億ドルと比較しても、経済的な損失は明らかです。

2001 年に合意された「あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅のための国連行動計画（UN Programme of Action to Prevent, Combat and Eradicate the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All its Aspects）」は、国家に「国際法の下において存在する国家の責任と整合的（同行動計画セクション II、パラグラフ 11）」に武器移転を許可するよう求めています。しかし、ここでいう国際法の下において存在する国家の責任とは一体何を指すのでしょうか。各国はこの責任の内容を明確に理解しているのでしょうか。詳細を具体的に明示して合意に至らなければ、この行動計画の国家の責任は実施されずに終わることが必至です。

以下に挙げるイニシアチブが緊急に必要とされています。

1. 国家は、国際法の下において存在する責任と整合的な国際的武器移転の原則に合意しなければなりません。

本文書は、国家、法学者、非政府組織（NGO）によって作成された国際的武器移転に関する原則について説明するものです。そのような原則とは、以下のものを含みます。

- 武器禁輸などの拘束力のある国連安全保障理事会決議や特定の条約に存在する、武器移転への明示的制約
- 人権や国際人道法、国際関係の原則の重大な侵害にあたる行為のために武器が使用されるあるいは使用される可能性がある場合、国家はその武器の移転を行わないという制約

武器規制に関する地域的および多国間の合意の多くがすでにこのような原則の重要性を認めています。2005年2月にタンザニアで開催された国際会議においては、31カ国の政府代表が、国際法に基づいた国際的武器移転に関する原則とそれを推進するためのプロセスに合意しました。こうした原則は今後1年間、地域的、多国間および国際的な場においてさらに討議され、国連小型武器会議の再検討会議（2006年7月）において合意され、行動計画の改訂版あるいは他の会議文書に組み入れられるべきです。

2. 国家は、国際的武器移転に関する原則を法的拘束力のある国際的な文書にするために、効果的で効率的なプロセスを設けなければなりません。

提案されている武器貿易条約（Arms Trade Treaty: ATT）は、行動計画で合意された内容と一致したものであり、国際法の下において既に存在する国家の義務を結晶化させ具体的に示しています。ATTは、武器を不正に使用する人々の手に武器が渡ることを阻止するための、普遍的な基準を提示するものです。ATTはノーベル賞受賞者の案に基づき、法学者、人権擁護団体、人道支援団体によって形作られました。現在、支持を表明する政府の数は増加しており、また、世界で600以上の市民社会組織からの支持も得ています。コスタリカ、フィンランド、タンザニア、ケニアなどATTに支持を表明している国々に続いて、2005年3月には英国政府が、英国が議長国となる2005年の主要8カ国（G8）首脳会議および欧州連合（EU）においてATTを推進することを発表しました。

武器貿易条約に関する交渉は、2006年の再検討会議における支持を確保し、国連小型武器会議のプロセスの枠内あるいはその他のプロセスにおいて、2006年に着手されなければなりません。